

学校保健安全法による出席停止について

児童・生徒が健康的に学校生活を送るうえで、学校において予防すべき感染症の種類が、学校保健安全法施行規則第 18 条により次のとおり規定されています。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H 五 N ーであるものに限る。）、その他新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症〔溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、感染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症等〕

上記の感染症にかかった者は、文部科学省令で定める基準により出席停止となりますから、日常の健康観察で疑わしい場合は、早めに医師にご相談ください。

【出席停止の取り扱いについて】

- 出席停止は、学校長が指示するもので、欠席扱いにはなりませんから、感染症にかかったときは、すみやかに学校へ連絡してください。
- 第1種については、本人以外で、同居家族内に発病者があるときも、しばらくは、出席停止となります。
- 第2種、第3種の場合は、原則として治癒するまで出席停止。ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは出席させてください。
- 登校する際は、必ず医師の許可をもらってから登校してください。許可については、診断書などは必要ありません。

〈参考〉 出席停止期間の基準

病 名	期間の基準（めやす）	病 名	期間の基準（めやす）
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	結 核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を過ぎるまで	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
風 疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで（7～14日）
水 痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	溶連菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで

お子様が学校で学習しているとき等、学校管理下で思いがけなく怪我等をされた場合、災害（負傷、疾病、障害または死亡）に対する医療費を日本スポーツ振興センターより給付を受けられる制度です。